

2012 年 2 月 7 日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 佐藤 真久

ベトナム国 自然環境と経済成長の共存に向けたキエンザン省フーコック島  
水インフラ総合開発事業  
(協力準備調査 (有償))  
スコーピング案に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・ 日時 : 2012 年 1 月 27 日 (金) 13:58~16:54
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 1 階 112 会議室)
- ・ ワーキンググループ委員 : 岡山委員、鋤柄委員、佐藤委員、武貞委員、石田委員 (武貞委員、石田委員はメール審議に参加)
- ・ 議題 : ベトナム国 自然環境と経済成長の共存に向けたキエンザン省フーコック島水インフラ総合開発事業に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・ 配付資料 :
  - 1) スコーピング案
  - 2) 参考資料 1 : ステークホルダー協議の詳細記録
  - 3) 参考資料 2 : ベトナム国環境関連諸基準 (抜粋)
- ・ 適用ガイドライン : 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)

全体会合 (第 21 回委員会)

- ・ 日時 : 2012 年 2 月 6 日 (月) 15:00~18:00
- ・ 場所 : JICA 本部 (会議室 : 2 階 229 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## **助言**

### **全体事項**

1. 2030年までの観光客の推移に関して、どのような根拠に基づき想定しているのかを記載すること。また、観光ハイシーズンとそうでない時期では、どのような観光客数の差が見られるのか、情報を整理すること。
2. フーコック島の開発マスタープランにおいて、観光産業の振興は環境調和型の観光を主目的としていることを明確にすること。
3. フーコック島の開発マスタープランにおいて、島全体の電力供給と本事業に必要な電力供給について、確認すること。
4. 上下水道の普及に伴う実施側の人材育成とユーザーへの啓発活動も計画に含めること。

### **代替案の検討について**

5. 大規模貯水池から小規模貯水池に計画変更となった経緯を記述すること。
6. 観光のハイシーズンとそうでない時期で、水需要に大きな差があるのであれば、集中下水処理施設よりも、小規模分散型の処理方法（今後建設されるホテル等への浄化槽設置も含む）の方が適している可能性もある。水需要予測を踏まえて、集中下水処理施設と小規模分散型処理方法の両オプションについて、今後の調査で検討すること。

### **環境配慮について**

7. 乾季及び雨季の水量・水質調査を実施すること。
8. 貴重な植生について、再度確認すること。
9. 動植物についてはひとつの基準のみによる評価を避けることが望まれる。危惧種、希少種のみに着目するのではなく同島の固有種に与える影響と緩和策、および、食用・医薬としての植物、昆虫、爬虫類、両生類の利用について調査し記述しておくこと。
10. 対象河川および河川が流れ込む海域において、集団による漁業活動以外の漁獲行為（生計のための単独または零細な釣りや潜水、遊魚）の実態について調査・確認し、影響の程度を予測し必要に応じて緩和策を講じること。また観光業の発展によりレジャーフィッシングが見込めそうな場所（流域）については建設、排水による悪影響が出ないように計画内容とすること。
11. 本地域は、Biosphere Reserveの一部と考えられるため、国立公園を核心地域とした自然環境と、周辺緩衝地域の地域社会との関係についてどのような行動・計画がなされているか、本事業と関連する情報を収集し確認すること。
12. 本事業で発生する汚泥や中水は、有効利用することを検討すること。

### **社会配慮について**

13. 同島の産業の社会経済調査を実施すること。特に、胡椒農家や林業者、漁業関係者、水産加工業者、観光業者（ホテル、飲食業、リゾート施設等）と本事業の関係性を明らかにすること。また、これらの業者が本事業から得られると見込まれる便益を記載すること。

14. 水道料金、下水料金が貧困層を含めて継続支払いできる金額となるのか再度の確認を行うこと。また、水道施設敷設、下水導入の形態によっては住民（ユーザー）に初期導入費用を強いるケースもあるためそのようなケースが発生するのかどうか、またその場合、特に貧困層への負担が強すぎて問題を生じることとならないか慎重にチェックを行うこと。あわせて本島における有収率の予測を行うこと。
15. 山林入会権について、本調査で確認すること。
16. 移転と生活補償は、十分に合意を得た上で補償すること。本事業によって、職業として林業を行うものが職業機会を損失する場合には、その生活補償を行うこと。
17. 社会経済調査、社会インフラサービスの調査については、人民委員会との協議が有効な手段であると認識するが、そこだけにとどまることなくコミュニティでのインタビューなどを含む現地での社会調査もあわせて行い、村落レベルでの社会経済の実態を把握すること。
18. 施設建設時だけでなく供用後のモニタリング時における就業の機会拡大、優先雇用、職業訓練の機会提供といった貧困層向け対策を考慮すること。
19. 外部からの労働者の流入による、違法伐採や密猟の増加等についても、配慮すること。
20. エコロジカル観光区域に建設することが予定されている下水処理施設については、できる限り周囲と調和を保つようなデザイン設計とすること。

#### **ステークホルダー協議・情報公開について**

21. スコーピング案表 9.3 において発言している団体が限定されており、十分な対話の場が確保できていない印象を受ける。ステークホルダー協議において、十分な対話の場が構築できるよう配慮を行うこと。
22. スコーピング案表 9.4 において提示されている匿名で提出された意見を最大限尊重すること。匿名で意見が出ている現状を踏まえ、ステークホルダー協議参加者の個々に対する十分な説明と、意見の収集、合意形成のプロセスを尊重すること。
23. 代替案の決定と事業が与える影響については、影響を受ける人たちとの合意プロセスがきわめて重要である。そのため、貯水池と下水処理施設の建設場所を含む代替案については、人民委員会、関連青年婦人部局、NGO、住民との現地ステークホルダー協議を実施し、直接に影響を受ける人たちから十分な支援を得た上で決めていくこと。また、事業が与える影響については、現地ステークホルダー協議を通じて住民から十分に意見ならびに事実関係を聞き取り計画に反映させること。

以 上